

よくあるご質問

Q1 営業日数は通常通りだが、営業時間の短縮を行った場合は対象ですか。

A1 営業時間を短縮した場合でも、令和2年4月10日から5月14日までの期間、通常の営業日数の2分の1以上営業していれば、概ね通常通りの営業とみなし、対象となります。

Q2 申請する施設がどの施設コードに該当するかわかりません。

A2 市のホームページに対象施設の例を掲載していますので確認してください。

Q3 申請内容に不備がある場合はどうなりますか。

A3 審査により申請内容の不備が明らかになった場合、その旨をお知らせするとともに、申請書類一式を返却しますので、必要書類を揃えて再度提出してください。

Q4 申請書類の控えを取り忘れたため返却してほしい。

A4 申し訳ございませんが、一度提出された書類は返却しません。申請書類を提出する際には、必ず控えをとり保管してください。

Q5 申請書類をどこに送ればよいですか。

A5 本紙P2の下部にある送付先に郵送してください。宛先面を切り取り、はがれないよう封筒に貼り付けて使用してください。また、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で送付してください。なお、郵送料が不足している場合は、申請書類を受け取ることができませんのでご注意ください。

注意事項

- ・本紙P3の必要書類が揃っていない場合や不備がある場合は、応援金を受給できません。
- ・申請締切日までに申請されなかった場合は、応援金を受給できません。
- ・虚偽の申請、その他不正な手段により応援金を受給した場合は、応援金を返還しなければなりません。なお、悪質な場合は警察に通報するなどの対応を行います。